

労使交渉のあり方等の見直しに関する合意

労使交渉のあり方等の見直しのための協議の場における確認事項として、別紙のとおり、合意する。

平成21年6月23日

林 野 庁 代 表
林野庁国有林野部長 福田隆政

全国林野関連労働組合代表
全国林野関連労働組合
中央執行委員長 河田伸夫

別 紙

確認事項

1 団体交渉について

下部段階における団体交渉事項については、国有林野事業労使間においては、団体交渉協約第9条によって整理されているが、労使間で取り扱うべき課題が多様な中では、各段階における労使双方が認識を共有しつつ、適切な運用に努めていく必要がある。このため、下部段階における交渉事項の範囲について、中央段階における交渉との重複排除などが徹底されることとなるよう、別紙1により、改めて、交渉対象事項の明確化と交渉効率化の徹底を図ることとする。

併せて、上部交渉に委ねるべき事項であっても、下部段階で切実な要求があることから、

ア これらにかかる下部組合要求については、文書での提出を求め速やかに上部進達することを基本とする

イ 重要な労働条件に関する事項については、下部団体交渉において「○○○○について（要求説明）」として議題に掲げ得ることとし、組合側からの要求内容の説明に対して当局側から上部進達する旨の回答を行うなど、ルールに基づき簡潔な対応を図ることとする。

また、団体交渉は、原則として勤務時間内に行うものであることから、国民の目線を強く意識し、効率化の取り組みについての説明責任が果たせるよう各段階で取り組むとともに、国有林野事業労使総体としてその実が挙がるよう、PDCAサイクルの考え方に基づき進めることとし、具体的には、別紙2によるものとする。

なお、この取り組みの透明性確保の観点から、

ア 本庁及び地方で行われる団体交渉（専門委員会を含む）の内容について、当該交渉後、速やかに林野庁のホームページ上に掲載する

イ 下部段階における専門委員会の設置については、設置の必要性が明確なものに限ることとし、当面、その状況について中央段階で点検することとする。

2 各種協議・説明について

中央段階における協議・説明については、その件数が多数であるとともに、下部対応指示が不明確なものが多いことが、労使双方にとって負担となっている状況にあることから、まず、中央段階における件数が必要最小限のものとなるよう、労使双方が認識を共有しつつ、適切な対応に努めていく必要がある。

このため、今後の個別案件の取扱いに当たっては、別紙3を取扱いの目安として、抜本的な簡素化を図ることとする。

下部段階を含めた着実な進展を確保するため、PDCAサイクルの考え方に基づき進めることとし、具体的には、別紙2によるものとする。

この際、下部対応指示の簡素化の観点から、中央で対応を了した事項であって統一的に運用される事項については、下部では原則として説明は行わず情報提供までに止めることとする。

なお、上部段階での説明に時間を要し、下部での労使対応や現場での実行のための日程がタイトになることを防止するため、上部段階における説明は、円滑な行政の推進に必要な期限を設定するとともに、質疑は書面により内容を明確化しつつ行うこととし、期限到来時には速やかに施行することとする。

3 労使交渉の見直し推進方策について

国有林野事業においては、労使が国民の負託に応えてその使命を達成していくという共通の認識に立ち、一体となって国有林野事業の改革の推進に努めているところであり、今後の労使交渉の見直しの取り組みに当たっても、相互理解と信頼関係の上に立って取り組むこととする。

今後の交渉については、公務員に対して国民が求めていることを十分に認識し、国民からの信頼を確保する観点から、労使一致して見直しを進め、健全な労使関係が効率的・効果的な国有林野事業の実現に貢献することを立証する努力を尽くすこととする。このため、団体交渉、各種協議・説明といった手続き面に着目した見直しのみならず、労使交渉の姿勢や態様について、意識的に改革していくこととする。

特に、今後の労使交渉等に当たっては、労使双方が、国民への行政サービスに負の影響を与えないとの観点から、改めて、説明事項と協議事項の区別を明確に意識するとともに、労使経緯や既得権のみを優先するような交渉との批判を受けないことを意識し、交渉の効率化に取り組むこととする。

更に、これまでの労使交渉スタイルの背景となってきた国有林野事業の内容の変遷も踏まえつつ、必要な交渉等についても、十分に簡素で効率的なものとしていくよう努めるとともに、現行協約類や団体交渉議事録抄等の記録文書について、整理すべきものは整理する。

団体交渉、各種協議・説明の手続き面及び労使交渉に当たっての交渉姿勢の面での抜本的な見直しを着実に進めるためには、中央段階、下部段階におけるすべての労使対応担当者が、見直しの必要性を深く理解して、迅速に取り組む必要があるため、労使で、別紙4の工程表を共有し、これに基づき取り組むこととする。

最後に、今回の確認を通じた労使交渉のあり方等の見直しを進めるに当たり、職場内コミュニケーションの充実による職場の一体感の醸成に一層努めていくことが重要である。

これまで労使交渉の中で、前広に論議を行ってきたことが、結果として、職場内のさまざまな視点や意見の融合を図り、意思疎通の不具合を防止するという面があった。今後、管理者は自ら職場内のさまざまな意見に耳を傾け、職員に対して仕事の進め方や内容について積極的に意思疎通を図るとともに、職員は管理者に積極的に協力し、組織に貢献していくという、よりよい職場風土が発展していくよう、労使ともに取り組んでいくこととする。

(以上)

国有林野事業における団体交渉の範囲等について

1 国有林野事業における団体交渉の範囲に関するルール

国有林野事業における団体交渉事項については、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 8 条、第 11 条及び第 12 条第 2 項において、次に掲げる事項とされている。

○ 特労法

- 第 8 条関係 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項
(ただし、一～四を通じ、国有林野事業の管理及び運営に関する事項は除く。)
- 第 11 条関係 交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手續に関し必要な事項
- 第 12 条第 2 項関係 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項

また、下部段階における団体交渉事項については、団体交渉に関する協約第 9 条において、以下のとおり限定されている。

○ 団体交渉協約第 9 条第 1 項

- 第 1 号 中央における団体交渉で締結した協約等で委任した事項
- 第 2 号 中央における団体交渉で締結した協約等の実施に関する事項
- 第 3 号 下部機関の長の権限で処理できる事項（上部機関で定めている制度、基準に関わるものは含まない。）ただし、双方の協議により上部機関において団体交渉を行うことが適当と認めたものについては、この限りではない。

2 下部段階における団体交渉の効率化

上記ルールの趣旨を踏まえた下部交渉の効率化について、上記の団交協約第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、上部協約等において「・・・については下部で協議する」、「この協約の実施について必要な細部事項は下部において決定することができる」などと整理され、その範囲が明確である。このため、第 3 号について、労使協力して、以下の観点からチェックすることにより、徹底して取り組むこととする。

- ア 上部段階で整理された事項及び上部段階で統一的に解決すべき事項については、交渉対象としない
- イ 予算上の統制や上部機関において決定された計画によって規定されている事項については、権限を有する上部段階において交渉すべきであるため、交渉対象としない

別紙 2

PDCAサイクルの考え方に基づく着実な実施について

1 下部への伝達及び理解の促進について

労使交渉のあり方等の見直しのための協議の場における確認事項（以下、「確認事項」という。）に基づく下部段階での対応を進めるため、整理内容については、労使双方が、それぞれ下部段階へ周知を図るとともに、下部段階における具体的な対応が円滑に進むこととなるよう、必要に応じて中央段階において疎通し、それぞれ下部段階の理解を促すこととする。

2 団体交渉効率化の取り組みについて

下部段階の各段階においては、「確認事項」の考え方に基づく取り組み効果が明確になるよう、中央交渉事項との重複排除、上部進達ルールの徹底等の考え方に基づき、団体交渉総時間数の試行的縮減目標を設定し、今後1年間取り組むこととするとともに、試行の結果を中央段階で分析した上で、2年目の取り組み方法について、中央段階で検討することとする。

この1年目の試行的縮減目標（期間：21年8月から22年7月まで）については、20年度における団体交渉時間の全国平均を念頭に、過去の団体交渉時間の項目別内訳のうち、今後は上部段階に委ねるべき事項等に要した時間を抜本的に縮減すべきことを勧告して、下部労使協議の上、試行的縮減目標を設定することとする。また、この試行的縮減目標は、縮減努力の実が損なわれることのないよう、団体交渉のみならず専門委員会の開催時間を含めて、その達成に向けて努力することとする。

下部段階における専門委員会については、設置の必要性が明確なものに限ることとし、当面、その状況について中央段階で点検することとする。

また、下部段階において団体交渉を行おうとする場合、

- ① 要求側が、交渉事項及び要求説明事項をできる限り明確に通知すること
- ② 事前の窓口協議において、労使双方が下部団体交渉の効率化を推進する立場に立って、交渉事項を整理すること
- ③ 同じく、重要な労働条件にかかる事案であるため、上部段階に委ねるべき事項について、要求説明と進達回答を行う場合には、事前の窓口協議において、ルールに基づき簡潔な手順とすることを確認することとする。

なお、下部交渉事項の範囲に関して、下部における円滑な整理を促進するため、中央段階において、引き続き指導等を行うとともに、下部窓口協議において解決しない問題が生じた場合には、団体交渉協約第9条第2項に基づき、速やかに上部機関に移すこととする。

中央団体交渉についても、次回団体交渉事前協議から、外部の誤解を招かない交渉項目の明確化等について、中央労使間で取り組むこととする。

3 各種協議・説明効率化の取り組みについて

整理の考え方に基づく取り組み効果が明確になるよう、

ア 中央段階においては、協議・説明件数の7割縮減及び統一的に運用される事項については原則として下部対応は行わないこととするなど下部対応指示内容の大幅な簡素化に取り組むこととし、当面、概ね四半期ごとに、件数の縮減状況、下部対応指示の簡素化状況について、労使間で情報交換する

イ 局段階においても、中央段階に準じて、局段階独自で対応している協議・説明件数の大幅縮減等に取り組むこととし、同じく、概ね四半期ごとに、簡素化の状況について、労使間で情報交換させることとする。

協議・説明案件の取扱いの簡素化に当っては、円滑に進むこととなるよう、当面、従来の対応とは異なる取扱いに切替えることとなる案件が発生した場合には、当局からその旨、説明するとともに、速やかに整理を図っていくこととする。

中央及び局段階における説明案件の迅速な処理については、これまでも取り組まれてきたものの、時間や回数を要する場合がみられることから、必要な時限を設定して進めることを再度徹底することとし、期限のあるものは期限内に、それ以外についても組合側の関係日程も考慮しつつ、実質最大2週間以内の対応で了することとなるよう、労使双方が努力することとする。

4 その他

(1) 団体交渉に関する情報公開

中央段階及び下部段階において、団体交渉（専門委員会を含む）が開催された場合、速やかにその概要（開催日時、参加人数、交渉事項及び交渉の概要）を林野庁HPに掲載することとする。

(2) 下部段階における協議・説明の動向把握

下部段階における各種協議・説明の所要時間、その他の状況について、当面、各機関から林野庁へ定期報告を求め、効率化の取組状況を把握することとする。

(3) 定期点検等

当面、21年8月、11月、22年3月及び8月に、「確認事項」に基づく取組状況を点検、整理することとする。

また、下部段階における「確認事項」の定着状況について、労使それぞれが、情報収集に努め、その結果を踏まえた適切な指導等を行うこととする。

今後の各種説明事項の整理について

説明事項の簡素化・効率化について、以下のとおり実施することとして、双方確認する。

1 説明事項の簡素化

(1) 次に該当する事項は、中央段階において、説明せず情報提供として対応する。なお、労働条件に重大な影響が予想されるものについては、窓口で整理する。

- ① 既存の制度に基づき定型的に実施する事項
- ② 政府方針・府省統一的に取り組む事項など国有林野事業独自の特段の対応の余地がないもの
- ③ 外部機関による調査、研修希望調査などの各種調査
- ④ その他説明を要しないと考えられるもの（中央段階の窓口において整理されたもの）

(2) 中央段階において説明した事項であっても、統一的に運用される事項については、下部段階では原則として説明しないこととする（中央段階の説明資料を情報提供として手交する）。

(3) 局段階で独自に説明している事項についても、上記（1）の考え方を参考に簡素化を徹底する。

2 迅速かつ効率的な対応

(1) 説明事項（給与等協議に一定期間を要するものは除く）は、説明してから2週間以内に了することを目途に労使対応を行う。なお、緊急を要する事項の説明については、緊急の対応となった理由を明らかにし、当該事項の施行期日前に終了する。

(2) 説明事項の施行予定期日到来時には速やかに施行する。

(3) 情報提供の実施に当たっては、電子メールの活用を図る。

労使交渉等のあるり方の見直し工程表

事 項	関係部局	H21				H22	
		6 末	9 末	12 末	3	6 末	9 末
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使交渉のあるり方の見直しに関する労使確認協議の実施 ・ 確認事項の合意 	本庁 (職員・厚生課) 同上						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認事項に基づく措置の導入 (中央段階) 	本庁 (部内各課)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方段階での確認事項の周知及び準備期間の取組開始 ・ 確認事項に基づく措置の導入 (地方段階) 	本庁、局、署 局、署						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定着状況の定期点検及び所要の徹底 	本庁、局 (職員・厚生課) (職員・厚生課)						